

保存期間：10年
(平成37年末)
平成27年6月17日

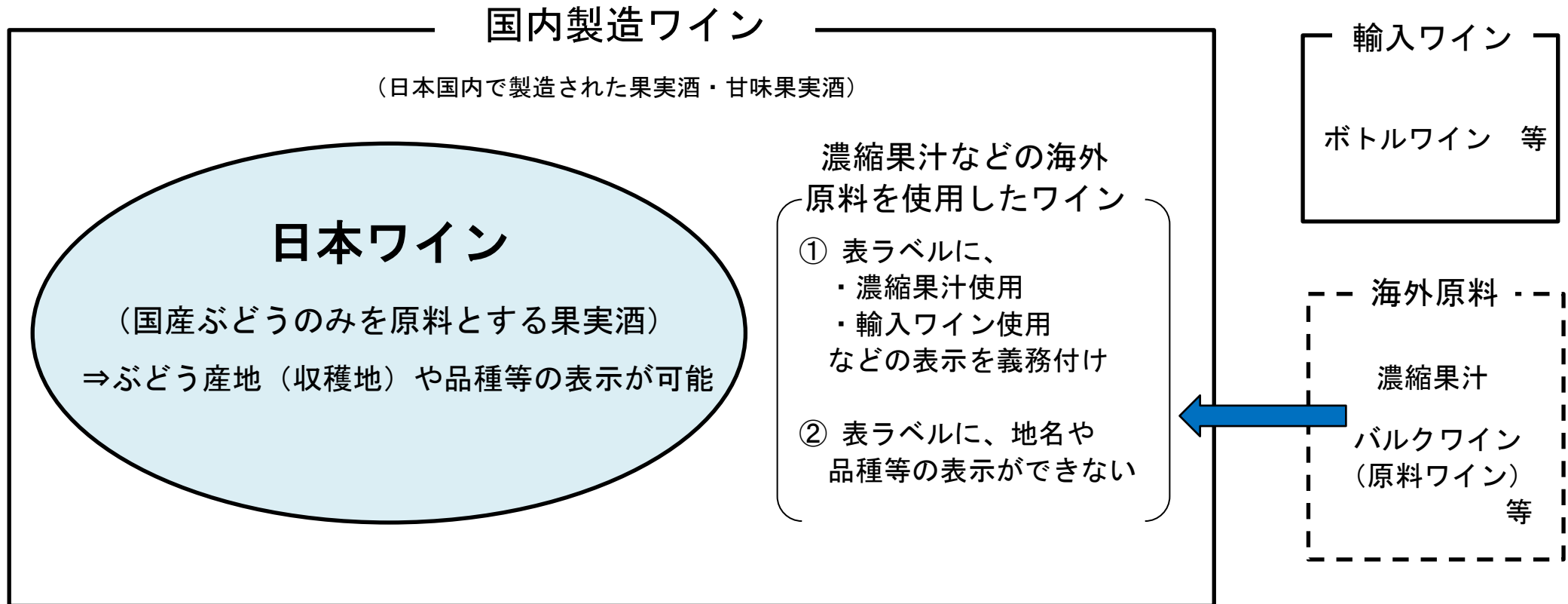
資料

2-1

「果実酒等の製法品質表示基準」(案)の概要

ワインの表示ルールの方策

- 国内では、「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通。現在、ワインの表示ルールは、法的拘束力のない業界の自主基準しかなく、国内製造ワインに関し、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン）の違いがわかりにくい等の問題が存在。
- こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の保護・振興、消費者にとってわかりやすい表示等の観点から、以下の考え方に基づき、法律に基づく告示により、ワインの表示ルールを策定。
 - ・ 「日本ワイン」と他のワインを明確に区別できるようにすること
 - ・ 「日本ワイン」の場合、一定のルールにより、ぶどう産地（収穫地）、ぶどう品種、年号等の表示を可能とすること

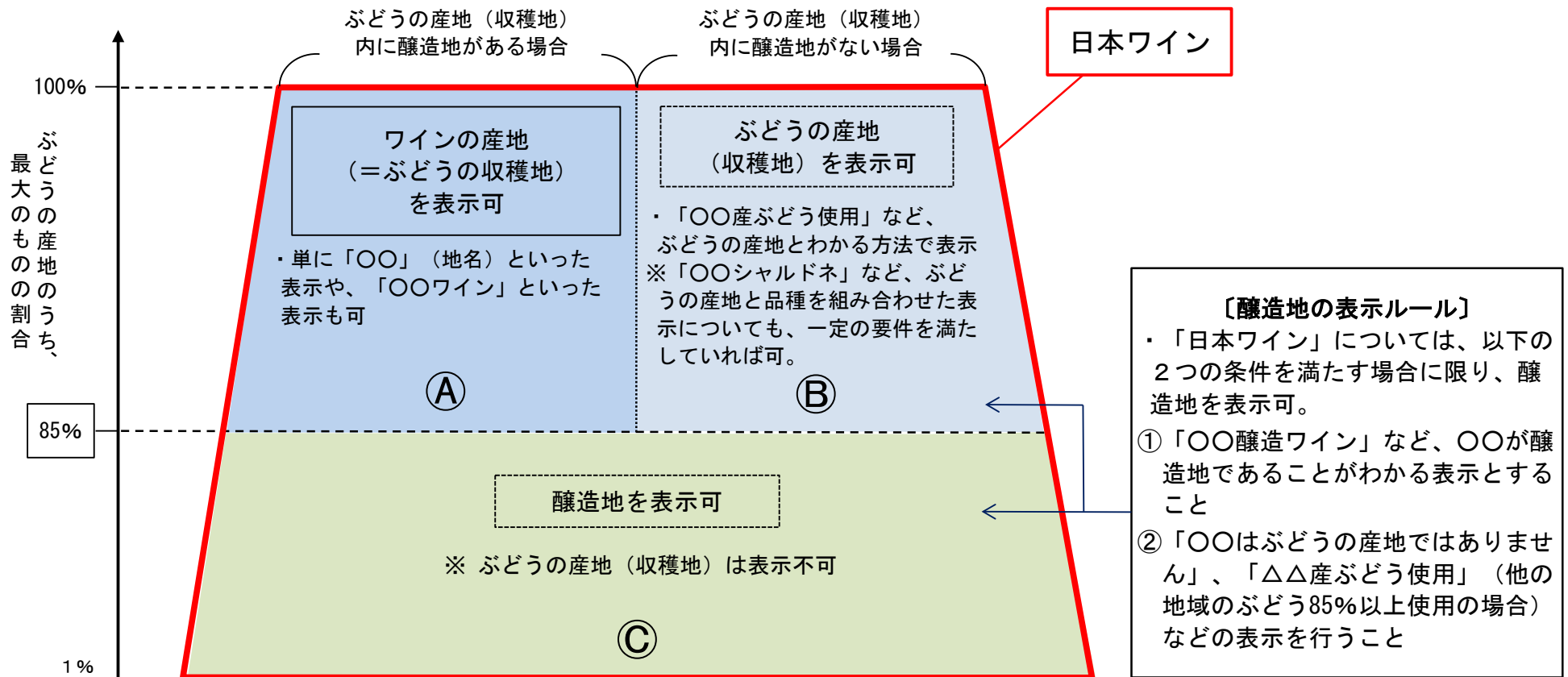


(注1) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく酒類の表示の基準（告示）として、「果実酒等の製法品質表示基準」を制定する。
(注2) 2年間の経過措置期間を設定する。

「日本ワイン」の地名表示ルール〔表ラベル〕（案）

○ 「日本ワイン」の地名の表示については、国際的なルールとの整合性、日本のぶどう生産事情、業界の自主基準等を勘案し、以下のルールにより、任意で表示できるものとする。

- ① その地域のぶどうを85%以上使用している場合、ぶどうの産地（収穫地）を表示可（A+B）。
ただし、ぶどうの産地（収穫地）内に醸造地がない場合は、ぶどうの産地（収穫地）と分かる方法で表示（B）。
- ② ぶどうの産地（収穫地）が表示できない場合であっても、「日本ワイン」の保護（新規ワイナリーやぶどう不作の場合への配慮等）の観点から、一定のルールに基づき醸造地の表示可（C）。



※ EU等の国際的なルールにおいても、ぶどうの産地（収穫地）名が表示できる場合の使用割合の基準は85%以上となっている。

表ラベルの表示例

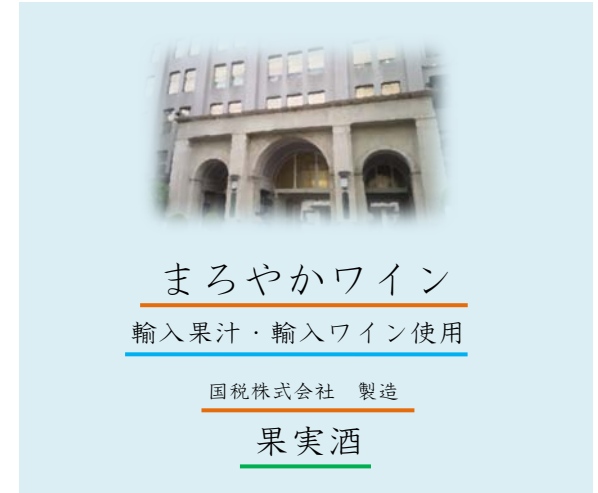
【日本ワイン】

[現行]



【海外原料を使用したワイン】

[表示ルール制定後]



[現行]

○ 酒類業組合法に基づく義務表示事項

○ 任意表示

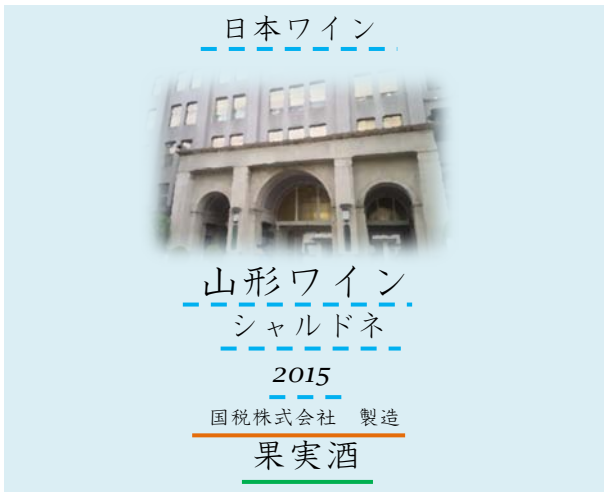
[表示ルール制定後]

○ ワイン表示ルール (案)に基づく義務表示事項

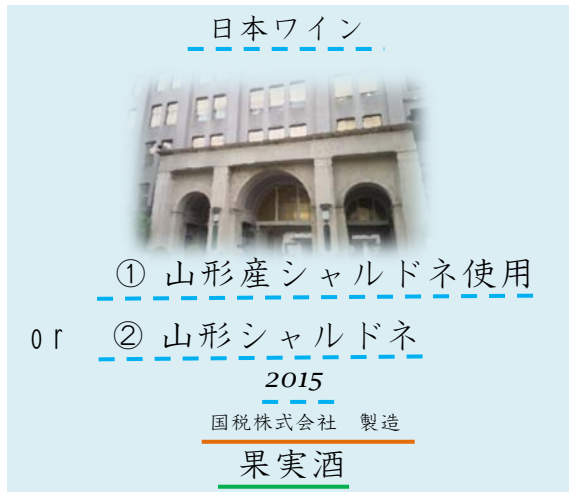
○ ワイン表示ルール (案)に基づき一定のルールの下で表示できる事項

[表示ルール制定後]

(ぶどう産地内に醸造地がある場合 (A))

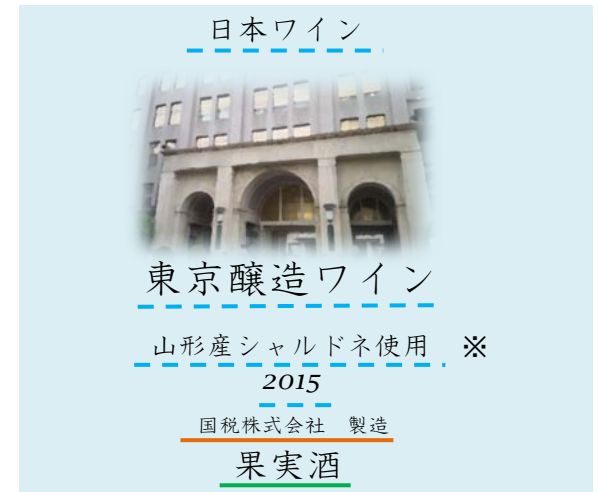


〔ぶどう産地内に醸造地がなく、ぶどう産地を表示する場合 (B)〕



※ ②の場合、醸造地を裏ラベルの一括表示欄において表示

〔ぶどう産地内に醸造地がなく、醸造地 (東京) を表示する場合 (B・C)〕



※ 山形産シャルドネを85%以上使用している場合 (それ以外の場合は「東京はぶどうの産地ではありません。」等と表示。)

一括表示欄の整備〔裏ラベル〕（案）

- 一括表示欄を整備し、以下の事項について表示を義務付ける。
 - ・ 酒類業組合法及び食品表示法に基づく義務表示事項
（①製造者名、②製造場所在地、③内容量、④アルコール分）
 - ・ 消費者保護の観点から新たに表示を義務付ける事項
（①日本ワイン、②原材料名及びその原産地名）

一括表示欄の表示例

日本ワイン

日本ワイン

原材料名：ぶどう（日本産）^{※1}
^{※2}
/酸化防止剤（亜硫酸塩）

製造者：株式会社 国税

製造場所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

内容量：720ml

アルコール分：12%

海外原料を使用したワイン

原材料名：濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、
輸入ワイン^{※1}
^{※2}
/酸化防止剤（亜硫酸塩）

製造者：株式会社 国税

製造場所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

内容量：720ml

アルコール分：12%

※1 原材料として使用した果実（ぶどう）、濃縮果汁（濃縮還元ぶどう果汁）、輸入ワインを使用量の多い順に表示。

※2 果実及び濃縮果汁については、原材料名の次に括弧を付して、その原産地名（日本産又は外国産）を表示。日本産に代えて地域名、外国産に代えて原産国名を表示することも可（輸入ワインについても原産国名を表示することは可）。

※3 ぶどう品種など消費者の選択に資する適切な表示事項についても一括表示欄に表示可。

ぶどう産地（収穫地）の表示ルール（案）

現行の業界自主基準	ワインの表示基準案
<p>①使用したぶどうの全部が国産</p> <p>②同一の産地で収穫されたぶどうを75%以上使用</p> <p>の条件を満たした場合にぶどう産地（収穫地）を表示可</p>	<p>①日本ワイン</p> <p>②同一の産地で収穫されたぶどうを85%以上使用</p> <p>の条件を満たした場合にぶどう産地（収穫地）を表示可</p>

※ 現行の業界自主基準においては、ぶどう産地（収穫地）と誤認するおそれのある商標及び商品名等についても、これを取り除くための表示（打ち消し表示）を行うことによって表示することができる。

〔ぶどう産地（収穫地）の表示例〕

○ 一括表示欄（原材料の原産地の表示）

	原料ぶどうの使用割合	表示例
例 1	塩尻市産 85%、松本市産 15%	原材料：ぶどう（①日本産、②長野県産、③塩尻市産・松本市産）
例 2	塩尻市産 70%、松本市産 30%	原材料：ぶどう（①日本産、②長野県産、③塩尻市産・松本市産）
例 3	塩尻市産 40% 松本市産 40%、 北海道産 20%	原材料：ぶどう（①日本産、②長野県産・北海道産、③塩尻市産・松本市産・北海道産）
例 4	塩尻市産 85%、チリ産 15%	原材料：ぶどう（①日本産、②長野県産、③塩尻市産）、 濃縮還元ぶどう果汁（①外国産、②チリ産）

（注）使用割合を表示することも可。なお、例 1 から例 3 は「日本ワイン」の表示を義務付け。

○ 一括表示欄以外

	原料ぶどうの使用割合	表示例
例 1	塩尻市産 85%、松本市産 15%	①日本産ぶどう使用、②長野県産ぶどう使用、 ③塩尻市産ぶどう使用
例 2	塩尻市産 70%、松本市産 30%	①日本産ぶどう使用、②長野県産ぶどう使用
例 3	塩尻市産 40%、松本市産 40%、 北海道産 20%	日本産ぶどう使用 ※長野県産ぶどうは 85%未満のため、 「長野県産ぶどう使用」とは表示不可
例 4	塩尻市産 85%、チリ産 15%	表示不可 ※日本ワインに該当しない。

※醸造地も同じ産地（収穫地）内にある場合、「長野」、「塩尻」、「長野ワイン」などの表示が可能

（注）使用割合を表示することも可。なお、例 1 から例 3 は「日本ワイン」と表示可。

ぶどう品種の表示ルール（案）

現行の業界自主基準	ワインの表示基準案
<p>○上位 2 品種までのぶどうの使用割合の計が 75%以上の場合に品種を表示可</p> <p>※ 上位 2 品種を表示する場合は、ロゼワインを除き、少ない方の品種の使用割合が 15%を超えるもののみ表示可。</p>	<p>①日本ワイン</p> <p>②上位 2 品種までのぶどうの使用割合の計が 85%以上の条件を満たした場合に、上位 2 品種まで使用割合が大きい順に表示可</p> <p>※ 3 品種以上の表示は、表示する品種の使用割合の計が 85%以上で、かつ、使用割合を併記した場合のみ、使用割合の大きい順に表示可（表示する品種より使用割合が大きい品種がある場合は当該品種についても表示すること）</p> <p>（注）一括表示欄においては、日本ワイン以外についても上記のルールに基づきぶどう品種の表示可。</p>

〔品種の表示例〕

品種の構成	表示例
シャルドネ 60% リースリング 25% ケルナー 10% ソーヴィニヨン・ブラン 5%	① シャルドネ・リースリング ② シャルドネ 60%・リースリング 25% ③ シャルドネ 60%・リースリング 25%・ケルナー10% ④ シャルドネ 60%・リースリング 25%・ケルナー10% ・ソーヴィニヨン・ブラン 5% ※ シャルドネ 60%・リースリング 25%・ソーヴィニ ヨン・ブラン 5%の表示は不可

(参考)

- ・ EUでは次の条件を満たしたものについて、表示可
 - ① 単一品種で 85%以上
 - ② 複数品種を表示する場合はすべての品種を表示

- ・ O I V（国際ブドウ・ワイン機構）の表示規則では次の条件を満たしたものについて、表示可
 - ① 単一品種で 85%以上
 - ② 2 品種表示する場合は 2 品種のみ原料としたワインであり、15%未満の使用割合の品種がないこと

※ 3 品種以上表示することが通常である国においては、それぞれの品種の使用割合を表示していれば例外的に表示可。

年号（ぶどう収穫年）の表示ルール（案）

現行の業界自主基準	ワインの表示基準案
①使用したぶどうの全部が国産であるもの ②同一収穫年のぶどうを 75%以上使用 の条件を満たした場合に年号（ぶどう収穫年） を表示可	①日本ワイン ②同一収穫年のぶどうを 85%以上使用 の条件を満たした場合に年号（ぶどう収穫年） を表示可

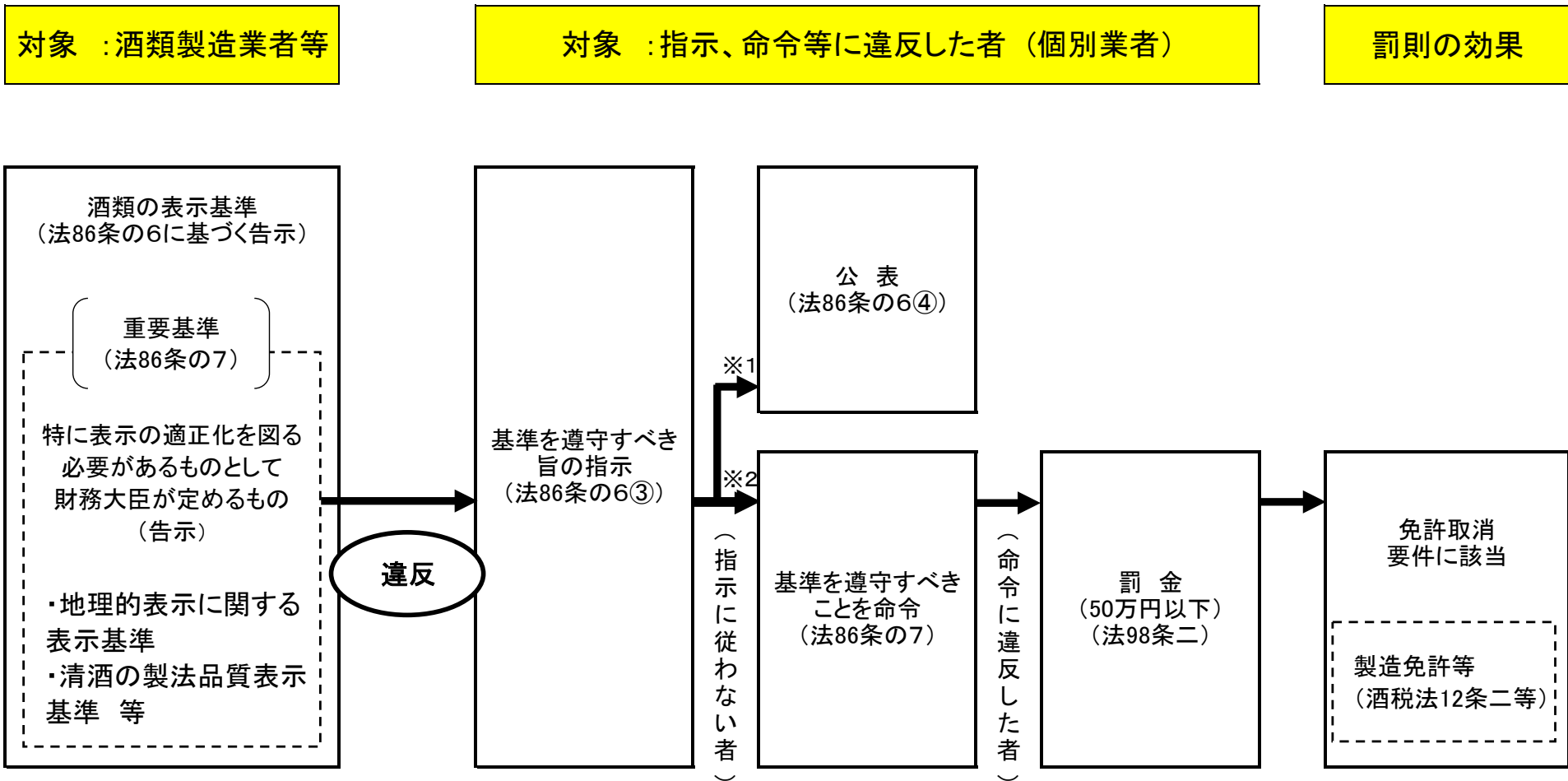
※ EUでは、原則として同一収穫年のぶどうを 85%以上使用した場合に、年号（ぶどう収穫年）を表示可

いわゆる「フルーツワイン」の取扱いについて

ぶどう以外の果実を使用したいわゆる「フルーツワイン」について、適用される表示ルールは次のとおり。

- ① 使用した「ぶどう以外の果実の名称」等の表ラベルへの表示を義務付け。
- ② 一括表示欄は他の国内製造ワインと同じ表示ルールを適用する。
- ③ 特定の原材料（濃縮果汁等）を使用した場合の表ラベルへの表示ルール（第三項）及び地名、品種、収穫年の表示ルール（第五項から第七項）は適用しない。

酒類の表示基準を遵守しなかった場合の措置



※1 法第86条の6③の規定による指示に従わなかった場合、その旨を公表することができる。
 ※2 更に、遵守しなかった表示の基準が、財務大臣が定める重要基準に該当する場合、基準を守るべき旨を命令することができる。
 ※3 法とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)を指す。